

4つの習慣



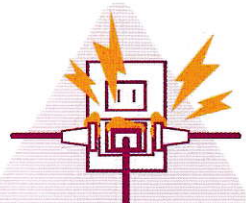
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

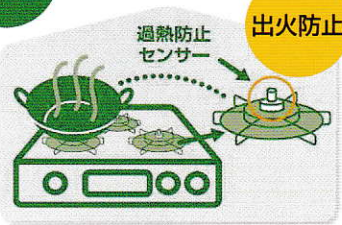


3 こんろを使うときは火のそばを離れない

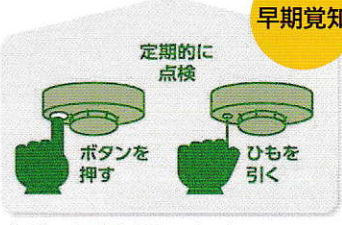


4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



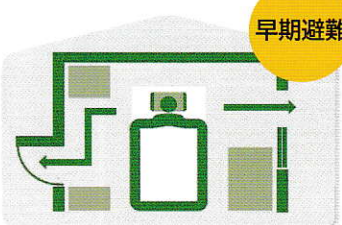
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防火訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

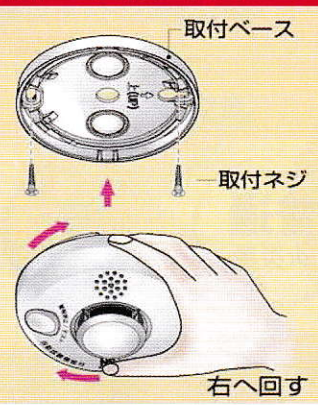
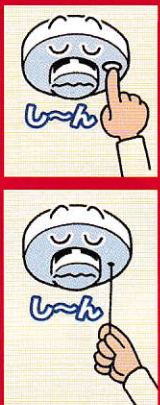
住宅用火災警報器の設置と点検・交換を！

住宅用火災警報器は
命と財産を守ります！

住宅用火災警報器がすべての住宅で義務化されて以降、住宅火災は大幅に減少しています。

点検

設置・交換は簡単です！



設置は済んでいますか？

住宅用火災警報器がすべての住宅で義務化されて10年が経ちます。本体の交換の目安は約10年です。

「いざと」いうとき、適切に作動するよう、定期的に作動確認を行い、故障や電池切れがないかチェックをしましょう。

火災による死者の約7割は住宅で発生し、亡くなった理由の半数以上が逃げ遅れです。

設置場所は？

- ・寝室、階段（2階に寝室がある場合）
- ・台所（設置に努める）

どこで購入するの？

- ・お近くのホームセンター
- ・家電量販店
- ・防災業者
- ・ガス業者 など

問い合わせ先

小田原市消防本部 予防課
☎ 0465-49-4427



老朽化消火器等の破裂に注意!!

腐食や変形のある消火器を使用するときに破裂する可能性があります。

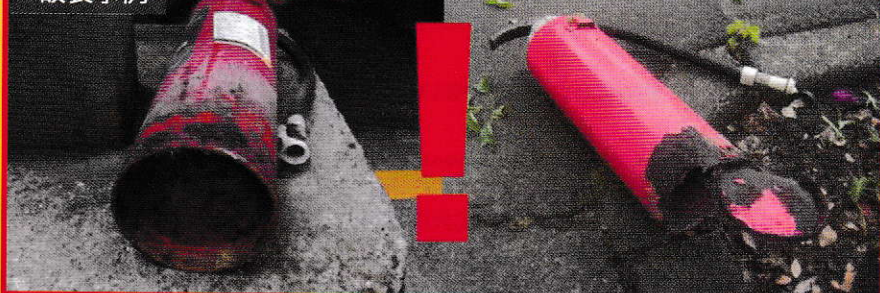
消火器には耐用年数や使用期限があります。

- ・住宅用消火器 = 5年
- ・旧規格消火器 = 8年
- ・新規格消火器 = 10年

※ 身の回りの消火器を確認し、必要であれば交換することをおすすめします。



《破裂事例》



リサイクルに関するお問い合わせはこちらへ

(株)消火器リサイクル
推進センター
03-5829-6773



底部の腐食・老朽化



変色している



ふたが破損している



底部がさびている



溶接部が腐食している

破裂事故は、
こんな状況で発生しています。

腐食しやすい環境
(屋外、軒下、水回り等)



保守管理が不十分

経年劣化
本体容器が腐食して
強度が低下

住宅・野外等で放置されていた消火器で事故が起きています。

その消火器、旧規格ではありませんか? ※住宅用消火器は対象外です。

法令に基づいて設置されている

旧規格消火器は、

2021年12月31日

までに交換が必要です。

適応火災が「絵」で表示されていたら「新規格」の消火器です。「使用期限」も記載されています。

適応マーク



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用



普通火災用



油火災用



電気火災用



← 適応火災の表示の○●●を
チェックしてください。

お知らせ
このチラシは小田原市消防本部の
ホームページに掲載しています。